

**第44回全国高等学校総合文化祭(2020こうち総文)【弁論部門】**  
**映像物(DVD/Blu-ray Disc)の作成販売・会場への中継に係る仕様書**

本仕様書は、第44回全国高等学校総合文化祭(2020こうち総文)弁論部門DVD/Blu-ray Disc(以下、「DVD等」という。)の作成販売・会場への中継に係る業務を受託する者が行う業務の内容について、必要な事項を定めたものである。

1 件名

第44回全国高等学校総合文化祭(2020こうち総文)弁論部門DVD等の作成販売・会場への中継に係る業務

2 契約期間

契約締結の日から令和2年9月末日(予定)まで

3 業務内容

- (1) 上記大会におけるDVD等販売業者選定販売に係る撮影から販売までの業務全般
- (2) 会場内への映像の中継

4 撮影日時・場所・内容

- (1) 撮影日時 ①本番大会 令和2年8月1日(土) 9:00~17:00(予定)  
令和2年8月2日(日) 8:40~15:00(予定)  
②生徒交流会 令和2年8月2日(日) 13:00~14:30(予定)  
なお、会場設営日は、7月31日(金)を予定しています。
- (2) 撮影内容 ①本番大会(各県代表の弁論発表及び開閉会行事)  
②生徒交流会(生徒実行委員企画による参加生徒との交流会)
- (3) 撮影場所 室戸市保健福祉センターやすらぎ  
〒781-7109 高知県室戸市領家87番地  
TEL: 0887-22-3100 FAX: 0887-24-2287

5 撮影に関する仕様・留意点

- (1) 参加弁士全ての発表を記録すること。
- (2) 開・閉会式や、交流会も全て映像化できること。(プロローグロールやエンドロールに会場への入場の様子、係生徒の仕事の様子、見送りの様子などの映像を組み込むことができること。)
- (3) DVD等の表紙や版の装丁・デザインなど、大会の雰囲気醸し出す案(マスコットキャラクターを使用したデザイン)を提示することができ、第44回全国高等学校総合文化祭高知県実行委員会(以下、「高知県実行委員会」という。)と相談の上、決定できること。
- (4) 弁論発表中、座席移動しながらの撮影はできない。
- (5) 業務に必要な映像機器等の搬入・搬出は、高知県実行委員会との協議の上、責任持つて行うこ

と。

(6) 参加弁士の人数・出演時間など、撮影業務を行う上で事前に必要な情報のうち、高知県実行委員会が提供可能なものについては、高知県実行委員会が取りまとめの上、選定事業者を提供する。

ただし、参加弁士の住所等個人情報について高知県実行委員会から提供できない。

(7) 高知県実行委員会が認めた者以外が本大会を撮影、録音することは禁止とする。

## 6 販売ブースの設置

(1) 審査により決定された事業者は、高知県実行委員会の所定の手続きに従って、出店許可申請を行ってください。

(2) 具体的な設置場所については、選定事業者の決定後に高知県実行委員会と協議の上、決定する。

## 7 会場内への中継

会場にはモニターを設置し、モニターには収録する映像を同時配信することを原則とする。その設置場所については、選定事業者の決定後に高知県実行委員会と協議の上、決定する。

## 8 DVD等の販売等について

(1) 各団体への注文から納品まで責任を持って行うこと。

(2) 販売受付のマニュアル・注文書等は作成すること。

(3) 注文等の受付は指示された場所で行うこと。

(4) 大会終了後、できる限り速やかに購入者に送付できること。

(5) 価格はできる限り安価なこと。

(6) 商品についてのクレームは選定事業者にて対応するものとし、高知県実行委員会はその責を負わないものとする。

## 9 映像等の提供

大会終了後、高知県実行委員会が大会記録集を作成するためや広報・報道用（TV、新聞等での報道や後催典等での広報）に使用を認める関係機関へ提供するデータの一部を無償で提供する。

高知県実行委員会が提供データを使用する場合は、提供事業者名のクレジットを入れることとし、関係機関へ提供し使用する場合は、高知県提供のみのクレジットを入れることで無償で使用可能とすること。

また、DVD等成果物も高知県実行委員会へ一式無償で提供すること。

なお、提供の方法等については、別途協議するものとする。

## 10 費用について

本件に発生する費用は、全て事業者の負担とし、高知県実行委員会は一切負担しないものとする。

## 11 参考

第43回全国高等学校総合文化祭佐賀大会 弁論部門

出演生徒数 74人

※高知大会も上記の出演生徒数（約74人）を見込んでいます。

## 12 留意事項

- (1) 主たる参加者が高校生であることを考慮すること。
- (2) 参加者の負担金額の設定及び提供内容については、高校生の大会にふさわしく、また高知県の特色が反映されるよう配慮すること。
- (3) 業務の内容は、公益社団法人全国高等学校文化連盟との協議により、変更を求めることがある。
- (4) 大会が天災その他やむを得ない事情により中止となった場合や、業務の内容が変更された場合によって、協定を締結した事業者に損失が生じることがあっても、その損失の補償を請求することはできない。
- (5) 本事業について、調整や疑義が生じた場合は、その都度委託者と十分な協議をしたうえで実施するものとする。
- (6) 受託者は本業務の趣旨を理解し、業務を進めることとし、本仕様書に明記されていない事項であっても、当然必要と認められる事項については、委託者の指示により、受託者の負担においてこれを処理する。
- (7) 商品の製造・販売は全て選定事業者の責任で行い、それらの行為によって、その他の第三者に損害が生じたとしても高知県実行委員会は一切責任を負いません。